

高知県観光拠点等整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。第13条において「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県観光拠点等整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、高知県産業振興計画（次条において「産業振興計画」という。）を効果的に実行するため、自然景観や体験型観光資源の磨き上げ、観光拠点の整備、観光資源の発掘、磨き上げ等地域が主体となった全国からの誘客につながる観光地域づくりを総合的に支援することを目的として、第4条に規定する補助事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる事業であって、高知県観光拠点等整備事業費補助金交付要領（以下「交付要領」という。）に定める要件を満たすものとする。

- (1) 観光拠点整備事業 地域アクションプラン等産業振興計画に位置付けられた取組又はこれに準ずると認められる取組（産業振興計画に追加が予定されている取組であって、産業振興推進本部又は産業振興推進地域本部が認めたものをいう。以下この条において同じ。）のうち、全国から人を呼ぶことができる広域観光の核となる観光拠点の整備又は観光客の滞在日数、観光消費の拡大等、地域での観光振興の底上げにつながる事業であって第6号及び第7号に掲げる事業以外のもの
- (2) 観光資源磨き上げ事業 地域アクションプラン等産業振興計画に位置付けられた取組又はこれに準ずると認められる取組のうち、既存の観光資源の更なる磨き上げ又は新たな観光資源の創出等、観光客の増加を図る事業であって第6号及び第7号に掲げる事業以外のもの
- (3) 観光資源創出支援事業 地域アクションプラン等産業振興計画に位置付けられた取組又はこれに準ずると認められる取組のうち、事業等の立ち上げ段階又は試行段階にある事業であって第6号及び第7号に掲げる事業以外のもの
- (4) 広域観光圏二次交通対策支援事業 観光客の利便性を高め、2市町村以上の主要観光地を貸切バスを用いて周遊する、募集型企画旅行の実施に係る事業
- (5) 地域観光クラスター化支援事業 地域において事業者が連携して周遊化や事業規模の拡大に向けた地域観光クラスターを形成する事業
- (6) 自然体験型観光資源強化事業 地域アクションプラン等産業振興計画に位置付けられた取組又はこれに準ずると認められる取組のうち、「高知の自然」を生かす自然・体験型の観光資源の磨き上げ、新たな経済効果を生み出す新資源の創出、磨き上げた自然・体験型観光資源を含む観光クラスターの形成又は専門的知見を有するアドバイザー等の活用により、県外からの誘

客による観光消費拡大につながる事業

- (7) ワークेशन環境整備事業 キャンプ場、旅館等においてワークेशनやテレワークを実施するための環境整備を行うことにより、県外からの誘客による観光消費、交流人口の拡大につながる事業

(補助事業者、事業実施主体、補助対象経費、補助率及び補助限度額)

第4条 補助事業者、事業実施主体、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表第1及び交付要領に定めるとおりとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

(実施計画書の提出)

第5条 補助事業者は、補助事業を実施しようとするときは、補助事業ごとに別記第1号様式及び別記第1号様式別紙による実施計画書を知事に提出しなければならない。

- 2 第3条第1号若しくは第2号に規定する事業又は第6号に規定する事業のうち別表第1の表中6の(1)若しくは(2)に掲げる事業を実施しようとする補助事業者は、前項に規定する実施計画書に交付要領に定める書類を添えて地域産業振興監と協議を行い、交付要領に定める意見書を添えて知事に提出しなければならない。

(補助事業の採択等)

第6条 知事は、前条第2項に規定する実施計画書等の提出があった場合は、補助事業者と地域産業振興監との協議結果を踏まえ、高知県観光拠点等整備事業費補助金審査要領に定める審査会に諮り、審査会の意見を踏まえて補助事業の採択の可否について決定を行うものとする。ただし、第3条第2号に規定する事業又は第6号に規定する事業のうち別表第1の表中6の(1)若しくは(2)に掲げる事業で、補助金額が1,000万円未満となるものについては、この限りでない。

- 2 知事は、採択の決定を行った場合にあっては当該申請者にその旨を通知するものとし、不採択の決定を行った場合にあっては、その理由を付して当該申請者に通知するものとする。
- 3 補助事業者は、補助金の交付申請に当たって、事業採択を受けた補助事業の内容を変更しようとするときは、事前に知事に協議し、その指示を受けなければならない。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助事業ごとに別記第2号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 第3条第3号若しくは第4号に規定する事業又は第6号に規定する事業のうち別表第1の表中6の(3)に規定する事業を実施しようとする補助事業者は、第5条第1項に規定する実施計画書及び前項に規定する補助金交付申請書に交付要領に定める書類を添えて地域産業振興監と協議を行い、交付要領に定める意見書を添えて知事に提出しなければならない。
- 3 第3条第5号に規定する事業を実施しようとする補助事業者は、第5条第1項に規定する実施

計画書及び第1項に規定する補助金交付申請書に交付要領に定める書類を添えて交付要領に定める者と協議を行い、交付要領に定める評価表を添えて知事に提出しなければならない。

4 第3条第7号に規定する事業を実施しようとする補助事業者は、第5条第1項に規定する実施計画書及び第1項に規定する補助金交付申請書に交付要領に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。

5 第1項の補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合については、この限りでない。

（補助金の交付の決定等）

第8条 知事は、前条第1項から第4項までの規定による申請が適当であると認めた場合は、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除き、補助金の交付を決定し、速やかに当該決定の内容を当該補助事業者へ通知するものとする。

2 知事は、間接補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助の条件）

第9条 第2条に規定する補助目的を達成するため、補助事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならないものとし、第4条に規定する事業実施主体に補助金を交付する場合においても、同様の条件を付さなければならない。

（1）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに別記第3号様式による補助事業遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けること。

（2）補助事業の執行に際しては、県又は市町村等が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

（3）補助金に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を作成し、かつ、当該収入及び支出に関する証拠書類を整備し、補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。

（4）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、第2条に規定する補助目的に沿って、効率的な運用を図らなければならないこと。

（5）補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

（6）県税の納税義務者である場合は、県税を滞納していないこと。

(補助事業の着手)

第10条 補助事業の着手は、原則として第8条第1項の規定による補助金の交付の決定通知に基づき行わなければならない。ただし、第3条第1号から第4号まで、第6号及び第7号に定める事業についてやむを得ない事由があると認めて知事が別記第4号様式による指令前着手届を受理した場合は、受理した日から事業に着手することができるものとする。

(補助事業の重要な変更)

第11条 補助事業について次の各号のいずれかの重要な変更を行おうとするときは、あらかじめ別記第5号様式による補助金変更申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業実施主体の変更
- (2) 補助事業の中止又は廃止
- (3) 補助事業の施行箇所の変更
- (4) 補助金額の増額又は補助事業ごとに20パーセントを超える減額
- (5) 補助事業の内容の重要な部分に関する変更で交付要領に定めるもの

(実績報告等)

第12条 補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の3月31日のいずれか早い日までに、別記第6号様式による補助金実績報告書を知事に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、速やかに知事にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。

2 前項の補助金実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 補助事業者が事業実施主体の場合

ア 契約書等の写し(補助事業分に限る。)

(ア) 契約書(契約件名、契約期間、契約金額及び契約当事者が表示されているページのみとする。)及び仕様書

(イ) 契約の変更があった場合は、その事実を確認することができる請書等

(ウ) 契約が2件以上にわたる場合は、別記第7号様式による契約状況総括表(実績報告)

イ 完了検査調書の写し

ウ 完成写真、図面等実施した補助事業の内容が分かる資料

(2) 補助事業者以外が事業実施主体の場合

ア 補助事業者の補助金交付決定通知の写し

イ 補助事業者の補助金検査調書の写し

ウ 完成写真、図面等実施した補助事業の内容が分かる資料

3 第7条第5項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、第1項の補助金実績報告書の提出時期までに当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 第7条第5項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、第1項の補助

金実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した市町村等において、その金額が減じた額を上回る場合にあっては、当該上回る額）を別記第8号様式による消費税仕入控除税額等報告書を知事に提出するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

（年度終了実績報告）

第13条 規則第11条第1項後段の規定による会計年度終了時における実績の報告は、別記第9号様式によるものとし、当該会計年度の翌年度の4月15日までに、関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（補助金の支払）

第14条 補助金は、第12条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、市町村等が事業実施主体である場合を除き、第3条第1号から第4号まで、第6号及び第7号に定める事業について知事が補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、確定前にその全部又は一部を概算払することができる。

2 補助事業者は、前項ただし書の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、別記第10号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

（繰越しの承認申請）

第15条 補助事業者は、補助金の交付の決定があった年度内に事業を完了しなければならない。ただし、第3条第1号から第4号まで及び第6号に定める事業について繰越しの承認を受けた場合は、この限りでない。

2 補助事業者が、前項ただし書の規定による繰越しの承認を申請するときは、別記第11号様式による補助金繰越承認申請書に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（遂行状況の報告等）

第16条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行の状況について報告を求め、又は必要な調査を行うものとする。

（財産の処分の制限等）

第17条 補助事業者は、補助事業により取得した財産のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円を超える施設財産、機械及び器具等（この条において「取得財産等」という。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。ただし、知事が特に必要があると認められた場合は、この限りでない。

- 2 知事は、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずることができる。
- 3 補助事業者は、取得財産等があるときは、別記第12号様式による取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならない。
- 4 補助事業者は、取得財産等があるときは、第12条第1項の実績報告書に別記第13号様式による取得財産等管理明細表を添えなければならない。
- 5 補助事業者は、補助事業において補助を行う場合で、市町村等の長が補助を行う団体が間接補助事業により取得した取得財産等があるときは、市町村等の長が補助を行う団体に対して、第1項本文に規定する条件と同様の条件を付すとともに、別記第12号様式による取得財産等管理台帳を備え、管理させなければならない。

(事業成果のフォローアップ)

第18条 補助事業者及び事業実施主体は、事業実施年度の翌年度から5年間事業成果等についてフォローアップを行うものとする。

- 2 知事は、必要に応じ、補助事業者又は事業実施主体に対し、報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。この場合において、補助事業者及び事業実施主体は、知事からの報告の求め又は調査に協力しなければならない。

(グリーン購入)

第19条 事業実施主体は、補助事業の実施において、物品等を調達する場合は、県が定める高知県グリーン購入基本方針（平成13年3月26日作成）に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第20条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年6月4日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第9条第1号、第3号及び第4号、第12条第4項、第17条、第18条並びに第20条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月25日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

補助事業	補助事業区分	補助事業者	事業実施主体	補助対象経費 (注1)	補助率	補助限度額	
1 観光拠点整備事業		市町村、一部事務組合又は広域連合(以下「市町村等」という。)	市町村等又は市町村等の長が補助を行う団体(法人又は交付要領に定める団体をいう。)(注2)	1 体験・滞在型の観光の推進に必要な施設、設備等の経費	2分の1以内	1 補助事業当たり3億円 (ただし、交付要領に定める要件を満たした場合は、1 補助事業当たり6億円とする。)	
2 観光資源磨き上げ事業				2 既存の観光資源の磨き上げに係る経費			2分の1以内
3 観光資源創出支援事業				3 1及び2に掲げるもののほか、新たな観光資源の創出等観光客の増加が図られる取組に係る経費(注4)	2分の1以内	観光客の増加が図られる取組の立ち上げ段階又は試行段階にある取組に係る経費(注4)	1 市町村等当たり10万円以上200万円以下
4 広域観光圏二次交通対策支援事業				4 観光地の周遊性を高めるために必要な二次交通の運行支援に係る経費			
5 地域観光クラスター化支援事業				「土佐の観光創生塾」の受講者(事業実施年度以前の受講者を含む。)(以下「受講者」という。)	受講者及び受講者と地域観光クラスターを形成する事業者(ただし、体験プログラムの提供・販売ができる事業者が1事業者以上含まれていること。)	受講者が中心となり、2事業者以上が連携して周遊化や事業規模拡大に向けた地域観光クラスターを形成する取組に必要な経費	2分の1以内

6 自然体験型観光資源強化事業	(1) 自然景観等観光基盤整備事業	市町村	市町村又は市町村の長が補助を行う団体（法人又は交付要領に定める団体をいう。） (注3)	自然景観を活用した観光基盤の整備に係る経費 (注5)	2分の1以内 (ただし、自然景観を活用した観光基盤の整備と合わせて行う、その自然景勝地等で新たに経済効果を生み出す新資源の創出に係る経費については、3分の2以内)	1 補助事業当たり5,000万円 (ただし、交付要領に定める要件を満たした場合は、1 補助事業当たり3億円とする。)
				周遊促進のための取組に係る経費（観光クラスター形成） (自然景観を活用した観光基盤の整備に付帯したメニュー)	3分の2以内	1 クラスター当たり2,000万円 (ただし、ハード整備に関する経費は1,000万円を上限とする。)
	(2) 体験型観光資源強化事業			1 体験・滞在型観光に向けた旅行商品に必要な施設、設備等の経費 2 既存の観光資源の磨き上げに係る経費 3 1及び2に掲げるもののほか、新たな観光資源の創出等観光客の増加が図られる取組に係る経費 (注6)	2分の1以内	1 補助事業当たり5,000万円 (ただし、交付要領に定める要件を満たした場合は、1 補助事業当たり3億円又は6億円とする。) うち、ソフト事業については1 補助事業当たり10万円以上
	(3) 基本構想等作成支援事業			事業戦略の作成に係る経費	定額	1 事業者当たり50万円
				自然景観を活用した観光基盤整備及び体験・滞在型施設の新設・改修に関する専門的知見を踏まえた基本構想の作成（基本設計は除く。）又はアドバイザーの活用に係る経費	3分の2以内	1 補助事業当たり500万円
7 ワーケーション環境整備事業		市町村	市町村の長が補助を行う団体（法人又は交付要領に定める団体をいう。） (注3)	キャンプ場、旅館等で実施するワーケーション及びテレワークのためのWi-Fi整備、スペース改装、設備改修等の経費 (注6)	国の補助事業を活用する事業（注7）について、4分の1以内	1 補助事業当たり1,000万円

(注1)補助対象とならない経費は、次に掲げる経費とする。

- 1 用地の取得及び整地に要する経費（キャンプ場整備に係る用地の整地に要する経費を除く。）
- 2 既存の施設、設備等の撤去及び処分に要する経費（改修に伴い発生する撤去に要する経費を除く。）
- 3 職員の人件費（補助事業1から4及び6に該当する場合において、補助事業の遂行に必要な業務を補助するために臨時的に雇い入れる者の賃金等を除く。）
- 4 既存施設の改修費で単なる維持修繕を目的とするもの
- 5 商品の製造に供する原材料費、人件費等の経費（商品の開発、試作品の製造及び市場調査に必要となるこれらの経費を除く。）
- 6 商品券等の金券類の発行又は割引キャンペーン類の割引原資に要する経費
- 7 公課費等その他補助することが適当であると認められない経費
- 8 トイレ整備及び既存施設に設置されているトイレの改修並びにWi-Fi整備に係る経費（補助事業1において整備される施設と一体であるもの、補助事業2の対象となる事業で、体験型・滞在型の観光を推進するために必要な施設等の整備を主たる目的とする事業において一体的に改修若しくは新設するもの又は補助事業6の(1)若しくは(2)又は7で整備をするものを除く。）
- 9 補助事業4において、イベント等一時的な催事に係る運行を目的とするもの
- 10 1から9までに掲げるもののほか、経常経費であると知事が認める経費
- 11 1から10までに掲げる経費を対象経費とした間接補助事業に係る経費

(注2)補助事業2及び3の事業実施主体には、市町村等の長が補助を行う個人事業者を含む。

(注3)補助事業6の(2)及び7の事業実施主体には、市町村の長が補助を行う個人事業者を含む。

(注4)補助事業6及び7の対象となる事業を除く。

(注5)事業実施に伴う必須要件は次のとおりとする。

- 1 観光クラスター整備計画の作成
- 2 プロモーション計画の作成
- 3 多言語対応の取組
- 4 アドバイザーの活用

(注6)事業実施に伴う必須要件は次のとおりとする（ただし、研修等のソフト事業又は1物品当たり50万円未満の備品整備を行うものである場合についてはこの限りでない。）。

- 1 新たに経済効果を生み出す事業戦略の作成（事業間連携等を含む。）。
- 2 多言語対応の取組

(注7)令和2年度（補正予算）国立・国定公園への誘客の推進事業費及び国立・国定公園、温泉地でのワーケーションの推進事業費交付規程第3条第1項による交付を受けた事業。

別表第2（第8条、第9条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。